

報告第7号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月3日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、和解することについて、令和2年7月30日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

## 専決処分書

損害賠償請求事件に関し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県長浜市新栄町

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所の番地と氏名は掲載しておりません。

2 事件名 公用車対物事故

3 事件の概要

令和 2 年 7 月 3 日午前 8 時 30 分頃、国道 8 号の顔戸地先の交差点付近において、信号待ちで停車中のおうみ認定こども園通園バスに、後方から進行してきた相手方車両に接触され、通園バスの運転手側後方側部を損傷した。

4 和解条項

相手方は、米原市に対して金 43,373 円を賠償する。

令和 2 年 7 月 30 日

米原市長 平尾道雄